

令和4年第4回

札幌市教育委員会会議録

令和4年第4回教育委員会会議

1 日 時 令和4年3月15日(火) 13時30分～14時00分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長(労務担当部長兼務)	丹 尾 結 子
保健給食課長	大 門 哲 人
学校教育部長	相 沢 克 明
教育推進課長	佐々木 薫
学びの支援担当課長	山 田 浩 富
児童生徒担当部長	長谷川 正 人
教職員担当部長	三戸部 文 彦
教職員課長	烝 野 直 樹
労務担当課長	立 野 靖
総務課長	井 上 達 雄
庶務係長	松 平 健 次
書 記	村 上 彰 隆

4 傍聴者 3名

5 議 題

- 議案第1号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第2号 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第3号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案
- 議案第4号 札幌市立義務教育諸学校における学級編制についての改正について
- 議案第5号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案
- 報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和4年第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

なお、佐藤淳委員からは、所用のため会議を欠席される旨、御連絡をいただいております。

【議 事】

○**議案第1号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案**

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。

議案第1号「札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案」です。事務局から説明をお願いいたします。

○**保健給食課長** 議案第1号「札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、令和4年度の学校給食の実施に当たり、同規則の別表で定める複数校給食の組み合わせの一部改正について、御審議をお願いするものです。

議案第1号の資料のうち、「変更内容」というインデックスを付けております資料「規則改正の内容及び理由」を御覧ください。

それでは、この資料に基づき御説明させていただきます。

まず、1「札幌市の給食実施形態」を御覧ください。

札幌市の学校給食は、(1)の自校分のみを調理する「単独調理校方式」と、自校分に加え、近隣の調理施設を持たない被供給校分も合わせて調理する、(2)の「複数校給食方式」の二つの形態で実施しております。

次に、2「令和4年度の複数校給食方式に係る実施形態の変更内容及び理由」を御覧ください。

まず変更1ですが、「屯田南小学校」は給食室増築により令和4年度から新たにドライシステム給食室を備えるため、「屯田西小学校」の供給校とするものです。これに伴いまして、「新琴似南小学校」を単独校とします。

次に変更2ですが、「篠路西小学校」は給食室の老朽化が進んでいることから、「屯田北小学校」の被供給校とします。

次に変更3ですが、「美香保小学校」は給食室の老朽化が進んでいることから、「苗穂小学校」の被供給校とします。

次に変更4ですが、「共栄小学校」は給食室の老朽化が進んでいることから、

「もみじの森小学校」の被供給校とします。なお、これに伴いまして、これまで「もみじの森小学校」の被供給校であった「ノホロの丘小学校」は、「もみじの丘小学校」の被供給校とします。

次に変更5ですが、「もみじ台中学校」と「もみじ台南中学校」が統合し、統合後は「もみじ台中学校」の校舎を活用するところですが、「もみじ台中学校」は給食室の老朽化が進んでいることから、「上野幌中学校」の被供給校とします。

次に変更6ですが、学校改築により令和4年度から新たにドライシステム給食室を備える「二十四軒小学校」は、給食室の老朽化が進んでいる「琴似小学校」の供給校とします。

また、学校改築により令和4年度から新たにドライシステム給食室を備える「発寒南小学校」は、「発寒東小学校」の供給校とします。

さらに、ドライシステム給食室を既に備えている「手稲東小学校」は、引き続き供給校として活用すべきであることから、「西野小学校」の供給校とします。

これに伴いまして、「発寒西小学校」、「発寒小学校」及び「宮の森小学校」を単独校とします。

なお、参考としまして、今回の実施形態変更に関する関係地図を添付しておりますので、御参照ください。

本議案に関する説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今、事務局から給食のいわゆる親子の組み替えということで説明がございました。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第2号 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案

○檜田教育長 続きまして、議案第2号「札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案」です。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の丹尾でございます。

議案第2号「札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案」について、御説明申し上げます。

本案は、災害共済給付制度に係る共済掛金について、本市が規則で定めている保護者負担額を、適正な額に是正するため、規則を改正するものでございます。

「参考資料」とインデックスのついたページを御覧ください。

1 「災害共済給付制度について」です。

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、学校の管理下において児童生徒が怪我を負った場合、医療費等が給付される保険給付制度であります。この制度の運営は、加入者から徴収する掛金を財源として行われております。

2 「センターへ支払う共済掛金について」です。

(1)に記載のとおり、独立行政法人日本スポーツ振興センター法により、学校の設置者、すなわち札幌市は、加入する児童生徒に応じた掛金を、センターに対して支払う必要があります。この掛金の額は、(2)の表にありますとおり、小中学校を含む義務教育諸学校の一般児童生徒については1人につき920円、高等学校全日制については2,150円というように、学校種別ごとに政令で定められております。

次に、3 「学校の設置者が保護者から徴収する掛金について」です。

(1)にありますように、掛金については、その一部を児童生徒の保護者から徴収することとされており、学校設置者である札幌市が全額負担するのではなく、その一部を保護者から徴収することで、学校設置者と保護者の両方で負担する仕組みとされております。

その負担の割合についても政令で定められており、(2)の表にありますとおり、義務教育諸学校については、保護者の負担額は、掛金の10分の4から10分の6までとされております。この範囲内で、学校設置者は、任意に保護者負担額を定めることができ、札幌市では、今回お諮りする規則で定めているところです。

以上を前提としまして、今回の規則改正の経緯を説明いたします。

「現行規則」とインデックスのついたページを御覧ください。

先ほどの負担割合を踏まえ、札幌市では、一番下の部分にあります表に記載のとおり、保護者等が負担する額を定めております。このうち、下から3つ目、特別支援学校の小・中学部の要保護児童生徒以外の児童生徒については、360円と定めております。

しかしながら、掛金920円の10分の4から10分の6に相当する額は、368円から552円であり、最低でも368円としなければならないところ、規則では360円と、政令で定める範囲を下回る額を定めておりました。このため、センターから、特別支援学校の小・中学部の保護者負担額を是正するよう依頼があり、この額を改めるため、規則を改正する必要が生じたところでございます。

続いて、改正の内容について説明いたします。

「新旧対照表」とインデックスのついたページを御覧ください。

左側、現行の規則では、表の下から4つ目の下線部分、先ほど御説明しましたとおり、特別支援学校の小・中学部の要保護以外については360円としておりますが、これを368円から552円の範囲内にする必要がございます。

事務局で検討いたしましたところ、従来から、保護者の負担軽減を踏まえ、保護者負担額を一番少ない10分の4としていたところであります。

よって、当該負担割合は従来の10分の4のままとし、掛金920円に10分の4を乗じた上で、10円未満を切り上げた額として、右側の表に記載のとおり「370円」に改定することとしたものでございます。

最後に、これらの改正の施行日については、令和4年度から保護者負担額を改定するため、令和4年4月1日から施行することといたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今、いわゆるスポーツ振興センターですね、掛金の部分で整合しないところがあるということで、今回特別支援学校の小学部と中学部の要保護児童生徒以外について金額を改定するものです。

御質問、御意見がございましたら、願いたします。

○**中野委員** 整合しない部分があったということでしたけれども、こういう政令を下回る数字になった経緯はあるのでしょうか。

○**学校教育部長** 私から御説明いたします。

前提としまして、当時は、市立学校と他の札幌市内の道立学校との均衡を図るため、保護者負担額を合わせるという考え方で金額を定めておりました。

結果的には、平成11年度から、保護者負担額が政令で定める範囲を下回る状況となっていたのですけれども、その後、平成17年度の金額改定時に教育委員会会議にお諮りした際にも、従前と同様の考え方のもとで保護者負担額を決定しており、結果的にはこれも当該基準を下回る金額となっていたということでございます。

こうした状況を受け、今回が初めてになりますけれども、スポーツ振興センターの方から「保護者負担額が基準を下回っている状況にあるため、金額の修正を行ってほしい」との申し入れがあったことを受け、対応したというところであります。

なお、北海道については、道財政の厳しい状況を受け、段階的に保護者負担額を増額しておりましたので、本市と同様の指摘を受ける状況にはなかったということです。

○中野委員 北海道と比べて札幌市の負担が大きいというわけではなく、むしろ逆の状況になっていたということですね。わかりました。

○檜田教育長 ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第2号については、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第3号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

○檜田教育長 続きまして、議案第3号「札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」です。事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 学校教育部長の相沢です。
私から、議案第3号について御説明いたします。

本案は、昨年12月9日に第4回定例市議会において採決された、札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案に関わって、関係規定の整備を行うものであります。

この議案の主な内容は、「北海道札幌市立豊成養護学校」及び「北海道札幌市立北翔養護学校」の名称を「市立札幌豊成支援学校」及び「市立札幌北翔支援学校」へ変更することに関わるものであります。

本市の特別支援学校の名称に係る考え方や、豊成養護学校及び北翔養護学校の校名変更に係る考え方につきましては、昨年10月25日の教育委員会会議において御説明させていただいたとおりでございます。

お手元の資料2枚目の新旧対照表を御覧ください。

学則別表1特別支援学校の表につきまして、「北海道札幌市立豊成養護学校」及び「北海道札幌市立北翔養護学校」の名称を「市立札幌豊成支援学校」及び「市立札幌北翔支援学校」に変更いたします。

また、学則別表2についても、学則別表1と同様に両校の名称を変更いたします。

説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。本件につきまして御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

今回の改正をもって、全ての市立学校の名称が統一されたことになりまして、いかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第3号については、提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第4号** 札幌市立義務教育諸学校における学級編制についての改正について

○**檜田教育長** 続きまして、議案第4号「札幌市立義務教育諸学校における学級編制についての改正について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○**教職員担当部長** 教職員担当部長の三戸部でございます。

私から、議案第4号について、御説明いたします。

本議案は、小学校第3学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の上限を、40人から35人に引き下げる改正を行うものでございます。

まず、議案のインデックスの「別紙」をご覧ください。

最初にあります、いわゆる「地教行法」及び「義務標準法」に基づき、公立の小学校、中学校並びに特別支援学校小学部及び中学部の「義務教育諸学校」の学級編制については、平成29年の県費移管により、本市で定めることが出来るようになりました。

現在、札幌市立小学校における1学級の児童の数の上限については、学級編制の標準を踏まえ、第1学年及び第2学年の児童で編制する学級について35人とし、第3学年から第6学年の児童で編制する学級について40人としています。

続きまして、インデックスの「参考」の「2概要」を御覧ください。

令和3年4月に、義務標準法が改正され、小学校の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられました。

また、少人数学級の計画的な整備に係る経過措置として、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで学年進行により段階的に引き下げることとされたところです。

計画の実施に当たっては、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置することとされております。

札幌市立の小学校第3学年については、学級数の増加に伴い生じる教室の整備を令和3年度内に行っておりますため、改正案の表のとおり、第3学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の上限については、40人から35人に引き下げるよう学級編制基準を改めることが適当であります。

なお、小学校第4学年から第6学年の児童で編制する学級については、施設整備等の状況を勘案のうえ、次年度以降に改正する予定です。

本件につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。少人数学級が導入されるということで、第3学年について、児童数の上限を引き下げる改正を行うものです。

御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○**道尻委員** ひとつよろしいでしょうか。「参考」のインデックスの概要を見ま

すと、計画では毎年段階的に学級編制の標準が引き下げられていって、令和7年に小学校6年生まで、ということですが、今後の札幌市の見通しとして、この計画どおりに進められる見込みなのか、あるいは何か問題や課題があるのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○**教職員担当部長** 計画どおり学級編制の標準を引き下げた場合、1学年あたり50前後の学級が増えるという見込みとなっております。これを段階的に進めていくと、全体で200学級程度増えていく見込みとなります。

ただ、学校の教室については、例えばこれまでPC教室として使っていたものを普通教室に転用するなどして対応可能と考えておりますので、現時点では計画どおり進めていく予定であります。

○**道尻委員** わかりました。是非その方向で進めていただくようお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。一旦は計画どおりと言いますか、今回の議会でもこの件は取り上げられておりまして、来年度は49学級が増える見通しということで答弁させていただいております。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第4号については、提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第5号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第5号「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案」です。事務局から説明をお願いいたします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の丹尾でございます。

私から議案第5号について、説明いたします。

まず、本規則案は、教育委員会において任用されている会計年度任用職員の勤

務条件について定められている「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則」の一部を改正するため提出するものです。

改正内容は大きく分けて二つございまして、「特別休暇の新設及び有給化」と「介護休暇・介護時間の在職期間要件の廃止」となります。

それでは、詳細について、労務担当課長より御説明いたします。

○**労務担当課長** 労務担当課長の立野でございます。

それでは、議案書にインデックスで「資料」と付けられたページをお開きください。こちらに沿って説明させていただきます。

まず、「第1 会計年度任用職員制度における特別休暇の新設及び有給化」を御覧ください。

この度、不妊治療と仕事の両立を支援するため、国家公務員における常勤職員について、有給による不妊治療のための休暇、いわゆる出生サポート休暇が新設されました。それを受け、本市の常勤職員についても規則が改正され、国と同様に出生サポート休暇が新設されました。また、国家公務員における非常勤職員については、出生サポート休暇の新設のほか、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の新設及び産前・産後休暇の有給化が行われました。

国の改正を受け、本市の常勤職員においても出生サポート休暇が導入され、本市の会計年度任用職員についても特別休暇の新設などが行われる予定であり、教育委員会において任用される会計年度任用職員についても、同様の取扱いとすることが適当であることから、休暇の新設並びに有給化するものです。

次に「第2 会計年度任用職員における介護休暇・介護時間の在職期間要件の廃止」を御覧ください。

この度、民間育児介護休業法が一部改正され、期間を定めて雇用される労働者の介護休業に係る取得要件のうち「引き続き雇用された期間が1年以上である」という在職期間要件が廃止されました。また、それを受け、国の非常勤職員についても、介護休暇・介護時間の在職期間要件が廃止されました。本市会計年度任用職員も同様に、在職期間要件が廃止予定です。

そのため、教育委員会において任用される会計年度任用職員についても、民間及び国の非常勤職員と同様の取扱いとすることが適当であることから、介護休暇・介護時間に係る取得要件のうち「在職した期間が1年以上である」という在職期間要件を廃止するものです。

以上規則案の概要を御説明しましたが、この規則案の施行期日は令和4年4月1日としております。

繰り返しになりますが、いずれの改正についても、市長部局における改正内容に沿ったものとなっております。

規則案の内容等につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。会計年度任用職員の特別休暇の新設及び介護休暇の在職期間要件の廃止ということで、基本的にはお休みが取りやすくなるような改正となります。

ただ今の説明について、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○**阿部委員** 改正内容については、不妊治療で悩まれている方が今非常に多いという現状などに鑑みますと、良い規則改正ではないかと感じます。

ただ、実際この休暇を取得する際に、「不妊治療をしていることを職場に知られたくない」あるいは「介護していることを知られたくない」と思われる方が、ある一定層いらっしゃるのではないかと感じます。

ですから、そういう方々にも広く告知をし、かつ、休暇を取得しやすいような職場の雰囲気を作っていくということが、一般企業の我々も含めて、とても重要だと思いますので、その部分もしっかりとお願いしたいと思います。

○**石井委員** 私も阿部委員と同意見で、特に出生サポート休暇について、私自身も不妊治療をしたことがあるのですがけれども、やはりなかなか周りに言い出しにくいこともありましたので、阿部委員から御指摘があった、休暇を取得しやすい職場環境はもちろん、休暇の申請を受けた管理職の方々についても、配慮ある声掛けをしていただくなど、そういった対応についても、この休暇制度を周知する際に併せてお知らせいただけたらと思っております。

○**労務担当課長** ありがとうございます。学校に周知する際には、御指摘の内容について伝えてまいりたいと思います。

○**檜田教育長** ありがとうございます。とても貴重な、大事な御意見だと思います。事務局の方からも、しっかりとした周知をお願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第5号については、提案どおり決定させていただきます。

◎**報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出にかかる臨時代理について**

○**檜田教育長** 続きまして報告第1号、「議会の議案についての市長への意見の申出にかかる臨時代理について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の丹尾でございます。

それでは、報告第1号について御説明いたします。

令和3年度一般会計補正予算案につきましては、先の令和4年第2回教育委員会会議でもお諮りさせていただいたところでございますが、昨今の新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、各種学校において学級閉鎖等が多数発生しておりますことを受け、更に追加での提案を行うべき補正予算が生じたため、現在、会期中の第1回定例市議会に補正予算として追加提案をさせていただいたものでございます。

本来であれば地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会会議にお諮りし、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございましたが、市長の議案作成までに教育委員会会議を開催するいとまがございませんでした。

このため、札幌市教育委員会事務委任等規則第3条の規定により、教育長が臨時に教育委員会を代理して、別紙意見書のとおり意見を述べましたので御報告させていただきます。

補正予算の詳細につきましては、総務課長より御説明申し上げます。

○**総務課長** 総務課長の井上でございます。

それでは、今回の補正予算案の内容につきまして御説明させていただきます。議案の次のページにございます、「令和3年度一般会計補正予算案について(追加補正)」を御覧願います。

この度の補正予算につきましては、「1歳出予算」に記載しておりますとおり、歳出枠として学校給食費に1億6,700万円を補正したものでございます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の急速なまん延により、多数の学校にお

きまして学級閉鎖等が生じる事態となっておりますことを受け、その閉鎖等となった期間における学校給食費の保護者負担相当分を市が負担するための経費として補正したものでございます。

なお、学校給食費の返還等に係る事務につきましては、3学期終了時点での金額算出となりますことから、今年度内にその支出を終えることが困難となりますため、地方自治法第213条の規定に基づき、その全額を繰越明許費として設定させていただき、実際の執行は令和4年度を想定しております。

以上で、報告第1号についての御説明を終わります。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

学級閉鎖等に伴う学校給食費の返還についての補正ということです。

既に議会には出させていただいておりますので、報告になってしまいましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、報告第1号については、以上とさせていただきます。

本日子定された議案は以上となりますが、その他、各委員から何かございますか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** 以上で、令和4年第4回教育委員会会議を終了いたします。